



交 総 第 853号 令和4年10月21日

埼玉県教育局県立学校部 保 健 体 育 課 長 様

> 埼玉県警察本部交通部 交 通 総 務 課 長 (公印省略)

児童生徒等が関係する交通事故の防止について (依頼)

平素は警察活動に多大なるご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、本年の県内における自転車事故死者数は昨年に比べ減少傾向で推移して おりますが、依然としてヘルメット非着用により頭部に重傷を負う事故等が発生 しています。

このような中、10月19日(水)草加市内において、自転車乗用中(ヘルメット 非着用)の高校生が道路を横断中に乗用車にはねられる重傷交通事故が発生しま した。

つきましては、次代を担う子供たちを交通事故から守ることは重要な課題であるとの認識のもと、このような交通事故を今後発生させないため、別添資料を活用し、以下の方法等により、市町村教育委員会及び所管の学校に対して周知してくださるようにお願い申し上げます。

【情報発信例】

- ○学校安心メール等を活用した情報発信
- ○学校内における資料掲示、保護者への資料配布

【児童生徒に対して】

- ○自転車乗車用ヘルメットの着用
- ○自転車利用時の交通ルール遵守(交差点での一時停止等)

【保護者に対して】

○保護者自身が交通ルールを守る見本を示す

担当者

埼玉県警察本部交通部交通総務課 自転車対策係 佐々木

電話048-832-0110 (5056)

自転車乗車用ヘルメットを着用しょう!!

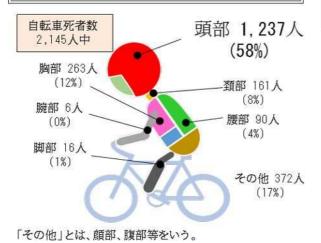
∼万が一の交通事故に備えて~

全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の努力義務化

自転車乗用中における交通事故死者の約6割は頭部に致命傷を負っているほか、ヘルメット非着用時の致死率は着用時と比べて約2.2倍であること等を背景に、道路交通法の一部改正(令和4年4月27日公布、1年以内に施行)により全ての自転車利用者に対し乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されます。

万が一の交通事故に備え、自転車乗車用ヘルメットを着用しましょう。 ※自転車交通事故死者34人(令和3年中、埼玉県内)のうち、ヘルメット着用 者は0人でした。

自転車乗車中死者の人身損傷主要部位(H29~R3)



※ 警察庁データ

自転車乗車中のヘルメット着用状況別の 致死率(H29~R3合計)



※ 警察庁データ

交通事故に遭わないために…今すぐ実践しよう!!

「交差点」や「横断時」は安全確認の徹底を!

一時停止のある交差点や見通しの悪い交差点では必ず止まって安全を確認しましょう。

急に向きを変えたり道路を横断することは大変危険です。 他の車両や歩行者の動きに注意しましょう。

「ながら運転」は大変危険です!

スマートフォンやイヤホーンを使用しながらの運転は、周 囲の状況が分からず危険です。

絶対にやめましょう。



